年金だより

市民課国民年金係 ☎973-5498

一学生納付特例制度」・「年金機能強化法」のご案内

納付特例申請受付開始!4月から平成26年度学生

年金に加入しなければなりません。 20歳以上の方は、学生であっても国民

に在学する学生等です。 に在学する学生等です。 に在学する学生等です。

ります。
請(前年度に承認を受けた方)等があ申請方法は窓口申請・ハガキによる申

等でご確認ください。 詳細は日本年金機構のホームページ

となります。
たは20歳誕生月)から翌年3月まで
★学生納付特例の承認期間は4月(ま

在学する学校が変わった場合や、学生納ります。又、前年度承認を受けた方で書又は学生証の写しの添付が必要となる初めて申請をされる方は、在学証明

窓口へお問い合わせください。頃までに送付されなかった場合は、下記付特例の継続申請用ハガキが4月初旬

なお、申請手続きは毎年必要です。

ださい。 *卒業、退学により学生でなくなった方 がありますので、下記窓□へご相談く がありますので、下記窓□へご相談く で、引き続き4月以降の国民年金保 で、引き続き4月以降の国民年金保

機能強化法が施行されます平成26年4月1日に年金

いたします。 年金給付に関する改正事項をご紹介

●子のある夫にも遺族基礎年金が支

ある夫にも支給されます。
支給されていましたが、改正後は子の子のある妻または子に遺族基礎年金がこれまでは、夫が亡くなった場合に、

囲が拡大されます●末支給年金を受け取れる遺族の範

金)を受け取れる遺族の範囲は、「配偶方が受け取れるはずであった未払いの年これまでは、未支給年金(亡くなった

子の配偶者など)まで拡大されます。 の3親等内の親族」(甥·姪、おじ·おば、姉妹」でしたが、改正後は「前記以外者、子、父母、孫、祖父母または兄弟

給資格期間に算入されますり国民年金の任意加入未納期間が受

間が受給資格期間に算入されます。 ませんでしたが、改正後はこの未納期間については未納期間とされ、年金を間については未納期間とされ、年金をいた方)が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金をの上が、以下でしたが、以下では、国民年金の任意加入被に対しては、国民年金の任意加入被に対しては、国民年金の任意加入被

のぼって年金を受け取れます緑下げ請求が遅れた場合でもさか

ら増額された年金が支給されます。ち増額された年金が支給されていましたが、改正後は請求が遅れたときでも、たが、改正後は請求が遅れたときでも、たが、改正後は請求が遅れたときでも、たが、改正後は請求が遅れたときは請求の翌月からができる。

●障害年金の額改定請求が1年を待

れた障害の程度が増進したことが明らをが増進したが、改正後は省令に定めらでなければ年金額の改定請求ができま度が増進したが、改正後は省令に定めらる確認等から1年の待機期間を経た後度が増進したが、改正後は省中のでとが、改正後は省中のでとが、改正後は省中のでは、障害基礎年金または障

することができます。かである場合には1年を待たずに請求

●さかのぼって障害者特例による支給

●年金受給者が所在不明となった場

年金の受給者が所在不明となって1カ年金の支払いが一時止まります。)年の世帯が同一の方)はその旨を年金事務所へ届出していただくことになりました。所へ届出していただくことになりました。

(平成26年4月以降)

国民年金保険料

【老齢基礎年金受給額】

年額772,800円

※40年全額納付時

☆933-3437コザ年金事務所☆973-5498市民課 国民年金係